令和元年6月5日

1. 出席議員

1番	中	島	信	$\stackrel{-}{-}$	12番	服	部	Ė	1	_
2番	高	Щ	正	信	13番	大	坪	ク	く美	善子
3番	青	木		勉	14番	寺	尾	青	司	良
4番	Ш	П	堅	志	15番	栗	原	컽	Ħ	平
5番	橋	本	正	敏	16番	三	角	真	Į	弓
6番	田	中	栄	_	17番	森		克	헌	生
7番	堤		康	幸	18番	栗	Щ	徫	汝	雄
8番	高	橋	信	広	19番	井	上	買	又	治
9番	石	橋	義	博	20番	Ш	П	訪	戊	$\vec{-}$
10番	牛	島	孝	之	21番	松	﨑	厅	₹	義
11番	萩	尾		洋	22番	角	田	恵	ī	_

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 坂井明子

 事務局参事兼次長
 秋山 勲

 主任信 國美保子

 書 記 中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三日	日村	統	之
副市	長	松	﨑	賢	明
副市	長	鎌	田	久	義
教 育	長	橋	本	吉	史
総務部	3 長	原		亮	<u> </u>
企 画 剖	3 長	石	井	稔	郎
市民部	3 長	松	尾	_	秋
健康福祉	部長	白	坂	正	彦
建設経済	部長	松	延	久	良
教 育 部	3 長	井	手	勇	_
総 務 謂	是是	野	田	勝	広
人 事 謂	長	牛	島	新	五.
財政調	是是	田	中	和	己
防災安全	課長	古	家		浩
企画政策	課長	馬	場	浩	義
地域振興	課長	平		武	文
観光振興	課長	荒	Ш	真	美
税務課	長	丸	Щ		隆
市民調	是是	Щ	口	幸	彦
人権・同和政	策課長	橋	本	秀	樹
子育て支援	課長	平	島	英	敏
介護長寿	課長	橋	本	妙	子
建設調	長	山	П	英	$\vec{\underline{}}$
農業振興	課長	原		信	也
林業振興	課長	若	杉	信	嘉
商工・企業誘	致課長	仁賀	員木	大	助
学校教育	課長	中	島	賢	<u>-</u>
立花支	所 長	中	島		強

議事日程第4号

令和元年6月5日(水) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 萩 尾 洋 議員
- 2 松 崎 辰 義 議員

第2 議案審議

- •質 疑(委員会付託)
- 計 論
- · 採 決

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

- 報告第2号 八女市土地開発公社の平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告につい て
- 報告第3号 平成30年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第44号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 議案第46号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 八女市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 八女市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第50号 市道路線の変更について
- 議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算 (第2号)
- 議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)

午前10時 開議

〇議長 (角田恵一君)

おはようございます。本日の本会議よろしくお願いいたします。

お知らせいたします。議案質疑表及び委員会、分科会日程表をタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

〇議長(角田恵一君)

日程第1.一般質問を行います。

順次質問を許します。11番萩尾洋議員の質問を許します。

〇11番(萩尾 洋君)

皆さんおはようございます。一般質問最終日となりました。令和元年初の定例会において、 実際にこの場に立たせていただいた多くの支持者の皆様に深く感謝申し上げます。与えられ た4年間をフルに活用し、地元はもとより八女市のために心新たに頑張ってまいりますので、 今後ともさらなる御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、さきの通告に基づき質問させていただきます。

子どもの安全確保は安全・安心のかなめであります。昨今、自動車事故、あるいは自動車の暴走により歩行者が事故に巻き込まれる事案が後を絶たない状況であります。また、スクールバスを待つ児童への殺傷事件等、想定外の事案も起こっております。昨夜も福岡市早良区で高齢者運転のワゴン車が逆走して車6台が絡む大きな事故を起こしています。さらには歩行者等も巻き込まれたということです。私の校区でも指定通学路が車の激戦区であり、登下校児童が事故に巻き込まれる可能性は否定できない状況下にあります。

そこで、これはもう平成28年からお伺いしているんですが、今回で4回目となると思います。安心・安全な通学路の確保について、この中で新たにスクールガードとはということで質問させていただきます。引き続き、遠距離通学路児童への配慮ということでもたびたびお伺いしていますが、再度お伺いしたいと思っております。

2番目は、人口減少対策について。移住・定住施策の現状は、子育て世代を呼び込む手だては、市を元気にする戦略はあるのかという項目についてお伺いしたいと思います。

あとは、質問席にて随時質問させていただきますので、執行部の方々も簡潔明瞭な答弁を よろしくお願いします。

〇市長 (三田村統之君)

では、改めましておはようございます。11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。 まず、安心・安全な通学路の確保についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいた しますので、先に人口減少対策についてについて答弁をいたします。

人口減少対策についてでございます。

移住・定住施策の現状はというお尋ねでございます。本市では人口減少対策を重点項目として、住まいや子育て、教育、結婚、就学支援など幅広い分野で定住支援策を展開いたしております。平成30年度におきましては、新築マイホーム取得支援補助や空き家バンク制度、若年世帯家賃支援補助などの施策を通じて156世帯414人の転入があっております。

次に、子育て世代を呼び込む手だてはということでございます。子育て世代を呼び込むために、若者世代には引っ越しや家賃などの一部助成、子育て世代にはやめっこ夢祝金の支給、保育料の軽減、小中学校入学祝金の支給、医療費の助成などの支援を行っております。

また、やめっこ未来館では、子どもの成長に応じた各種イベントや父親参加型の教室を開催したり、ファミリーサポートセンターや子育て相談の体制も充実させながら、定住施策に取り組んでいるところでございます。

今後も子育て支援を初めとする各種施策に積極的に取り組み、全ての子どもたちが安心して健やかに成長できるやさしいまちづくりを目指しながら、魅力あるまちとして人口減少に歯どめをかけていきたいと考えているところでございます。

次に、市を元気にする戦略はあるのかという御質問でございます。移住・定住施策については、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の上位計画において、最重要課題として位置づけ、住みよい八女市を目指してさまざまな取り組みを進めております。

今後もこれまで実施してきた事業効果の検証を行うとともに、国の動向を注視しながら、 八女市の現状に沿った子育で世代を中心とした移住・定住施策の推進に取り組んでまいりま す。

以上、御答弁申し上げます。

〇教育長 (橋本吉史君)

おはようございます。11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

1、安心・安全な通学路の確保について。

安心・安全な通学路とはとのお尋ねでございます。各学校が児童生徒の安全確保と教育的環境のために指定している道路のことを通学路と呼んでおります。通学路の決定に際しては、教職員が必ず実地調査をし、警察署、保護者及び地域関係者の意見を求めて検討し、決定後も常に点検を行っているところです。

次に、安心・安全な通学路を実現するポイントはとのお尋ねです。通学路の安全確保に向けた取り組みの基本的な考え方は、通学路における安全対策の関係機関となる八女市通学路

安全推進会議を設置し、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等が情報を共有しながら推進していくということであり、現在この考え方に沿って取り組みを推進しているところです。

次に、スクールガードとはとのお尋ねです。平成30年6月に文部科学省から出された登下 校防犯プランにおいて、学校内外における見守り活動等を行う学校安全ボランティアという 位置づけになっております。

最後に、遠距離通学児童への配慮はとのお尋ねでございます。現在、八女市上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村の遠距離の児童の送迎についてはスクールバスを運行しております。学校再編等により統合が行われるなど、必要性が生じた場合にスクールバスの運行を行っております。

スクールバスの運用については、今後とも学校や保護者と協議をしてまいりたいと考えて おります。

以上、御答弁申し上げます。

〇11番(萩尾 洋君)

ありがとうございました。私は通学路の安全確保については平成28年12月、平成29年12月、 平成30年9月と今回、4回目になりますが、ほぼ答弁は変わりません。

先日、危険区域改善に向けた意見交換会というのが岡山小学校で開かれています。その中で参加された保護者は、今福地区、龍ケ原地区、計44名だったそうですが、通学路に対して、例えば龍ケ原交差点、城島線と県道唐尾広川線が交わるところですが、そこから西日本短大附属高校グラウンド付近までの通路に対して、とても危険というのが30.2%、かなり危険というのが55.8%、合わせて86%。保護者はかなり危険であるという認識があります。しかし、児童はそこまではないみたいですけど、やはり保護者側から見たら、かなり危険地帯であると。車もそこ二、三十分の間に240台ぐらい往来するという状況です。多分、教育課長がその会合には参加されたと思いますが、その辺のところをちょっと詳しくお願いできますか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

先日、岡山小学校視聴覚室にて、今福、龍ケ原地区の保護者の方にお集まりいただきまして、意見交換会という形で話し合いが持たれました。これは学校主催の話し合いでございます。非常に危険な箇所であるという認識はございましたので、そこに教育委員会からも、私、教育部長、そして担当者、3名が参加させていただきました。

その中で、校長のほうからアンケートをとった結果を説明され、今、議員がおっしゃったように大変危険な状況であるというところの実態が説明されました。その後、保護者の方から意見を言っていただいて、早急にその状況は改善していただきたいという、そういうお考

えをお聞きしてきたところでございます。

以上です。

〇11番(萩尾 洋君)

実地検証した保護者の時間帯が、児童が通学する朝の7時15分から7時45分の間、約30分間ということです。そこで、意見交換をやったのが5月29日、その後、学校教育側としてその時間帯に、その危険な状況の実地検証はされましたか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

その話し合いの中で、子どもたちが一番通行するであろう7時15分から7時45分の30分間に車が241台通行したというところの話が出たんですけれども、この件につきましては私が現場で調査した結果を報告させていただいた結果ですので、私のほうで把握はしておったということでございます。

〇11番(萩尾 洋君)

では、学校教育課長が現場検証をされたということですね。私も以前、もうちょっと龍ケ原交差点より北寄りのところで同じ時間帯にやりましたけど――数年前ですね。そのときも250台、余り変わらない台数ですね。そのまま南北に往来しているという状況です。

グリーンベルトは途中までなんですが、しっかり県のほうから施工してもらっていますけど、やはりグリーンベルトに入り込んで離合するとか、そういう状況がいまだに続いているみたいなんですね。グリーンベルトの意味というのは以前お伺いしたら、法定外表示だということで、車両がその中に入り込んでも罰則はないという答えでした。

しかし、そこを児童が歩いているということは、グリーンベルトも50センチ、60センチの幅なんですね。そこを歩いている。じゃ、本当に隙間がないんですよ。ひょっとしたらブロック塀に寄り添いながら児童は歩いている状況です。

それともう一つは、雨の日、傘差しますよね。グリーンベルトから傘ははみ出してしまいます。そういう状況の中でトラックが来た場合に傘ははねのかされてしまうという状況なんですね。そういう状況下にある。以前、数年前でしたか、市長は通学路の変更を考えたがいいんじゃないかということを1回言われたと思うんですね。しかし、通学路を変更すると距離的に長くなるというのがちょっとネックになります。

そういう中で、保護者の中からはある一定時間帯、一方通行にできないかとかいう話も出たと思います。建設課長、そういったことはできるんですかね。公安のほうと交渉して、例えばある時間帯、その区間を一方通行にするとか、上りだけにする、下りだけにするとか、そういったことはできますか。

〇建設課長(山口英二君)

お答えいたします。

一方通行につきましては、当然、公安委員会の指定ということになりますけれども、私が知り得ている範囲では地域の方の同意が全て整わないと、そういう規制についてはできないということで、ほかの箇所でも、いろんなテレビとかでも朝、危険通学路ということであっておりますけれども、なかなか一方通行とか時間帯の通行どめはできないと。そのネックになっているのは、今言いましたように、地域の方、通られる方の同意がないと、公安もできないということで理解をしております。

〇11番(萩尾 洋君)

地域住民の方の同意ができないとだめだということですね。しかし、県道唐尾広川線は、 一方通行にするには広過ぎるですよね。こういう状況下にあるということは再三、何回も私 は言ってきたんですが、なかなか改善できないですよね。その激戦区である、ちょっと西側、 北側になりますか、今、バイパスができています。バイパスは城島線までしか通じないと。 令和2年までには城島線に通じるんでしょう。違いましたっけ。以前聞いたのは平成32年度 までには城島線に通じるという話をお伺いしたんですが。

〇建設課長(山口英二君)

お答えいたします。

唐尾広川線、現在、改良が行われておりますけれども、佐賀八女線より北側につきましては、一応最新の情報といいますか、県土と確認をしましたところ、今のところ令和3年度での完成ということで伺っております。(「令和3年度」と呼ぶ者あり)はい。(「そうですね」と呼ぶ者あり)

それからまた、逆に佐賀八女線より南側、現在の西短のほうからの計画をされておりますけれども、ここについても予定としましては今の予定では令和5年。当然用地交渉とかございますけれども、一応県の現在の予定としましては、そういうことで確認をいたしております。

〇11番(萩尾 洋君)

城島線までで令和3年、それから南が令和5年。令和3年、これは城島線まで開通しても 意味はないですね。相変わらず、激戦区は激戦区のまま残るということになると思います。 どうにか県の尻をたたいて、もうちょっと早急に南側まで通していただくように、市長よろ しくお願いします。

〇市長(三田村統之君)

お答えいたします。

子どもたちに大変危険を及ぼすような交通状況になっておることは、以前から議員も、それから私どもも十分承知をしております。私が県と話をして、このバイパスをつくろうとい

うことになってからもう10年ぐらいなるよね。余りにも工事の進捗状況のスピードが遅過ぎると私は思っています。というのは、非常に八女市エリアの面積も広くて、道路の整備をしなきゃいかん箇所が非常に多いと。

しかし、おっしゃるように、これからしっかりやらなきゃいかんというのは、やはり龍ケ原周辺というのは、いわゆる高速道路にも近いし、一種の住宅地にも非常になってくる。さらに世帯数が減るということはない。ふえていく可能性のほうが高い。ですから、そういう面で子どもたちがふえてくる可能性もありますし、それから車の通行が非常に多くなるということもあります。

したがって、おっしゃるように、いわゆる西日本短大附属高校の交差点まで早くやらないと効果が出てこないというのが現実ですので、いろいろ重要な久留米立花線とかいろんな、ほかにも県道の整備、国道の整備ありますけれども、これはちょっと急がせんといかんなと思っておりますので、強力に少し進めていくように、私自身お願いをしていきたいと思っています。

だから、具体的に現時点での改良というのは、子どもたちの通学路については非常に難しい問題がありますので、いろいろ地域の皆さん方にも御協力いただいて、何とか子どもたちを守っていく、そういう手だてをひとつ考えて協力をいただきたいと思います。

〇11番(萩尾 洋君)

じゃ、市長よろしくお願いしておきます。

それと、安全な通学路ということで、決定後も常に点検を行っているということを言われましたけど、点検というのは年に1回とか、年に2回とか、3回とか、どれぐらいの期間で点検やってありますか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

このことにつきましては、各学校のほうで判断しておりますので、大変申しわけございません。詳細については把握をしておりません。ただ、各学校できちんと行われているというところだけは確認をしておるところでございます。

〇11番(萩尾 洋君)

各学校できちんと行われているという確認はできているということであれば、各学校が年 に何回やっているのか、もちろん把握してあると思うんですが。

〇議長(角田恵一君)

答弁が数字的にできなければ、後でいいです。出ますか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

申しわけございません。北汭学園に私、昨年度までおりましたので、そのときの状況で答

えさせていただきたいと思うんですけれども、通学路の点検につきましては、保護者の方、 そして学校のほうと協力しながらやっております。先ほど申し上げましたように、年度当初、 1回はやっているんですけれども、それに加えまして、夏休み前、そして、それ以降につき ましては随時という形でやっているところでございます。

〇11番(萩尾 洋君)

では、北汭のほうでは年に2回はちゃんとやってあるということですね。そういったところのチェックもやはり今後お願いしたいと思います。

次に、スクールガードに移りたいと思いますが、スクールガードの要請はやってあるんで しょうか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

スクールガードという名前では呼んではいないんですけれども、八女市においては学校安全ボランティアという形でしていただいております。近隣でも広川町ではスクールガードという形で設置をされているとお聞きをしておりますが、八女市においてはスクールガードリーダーというものをまだ設置はしていないところでございます。この件につきまして関係機関と連携しながらスクールガードリーダーというものを設置して、組織立った動きを一これはコミュニティスクール絡みの地域学校本部というものが今設置をされているところでございますが、これと絡みながら組織立った取り組みをしていくように、今、検討しているところでございます。

〇11番(萩尾 洋君)

私の地区ではボランティアの方が各交差点に立っていただいて交通指導してもらっています。それは、あくまでも登校時だけなんですね。筑後あたりは下校時もちゃんとそういうボランティアの方が交差点に立って、気をつけて帰りなさいよということで声かけて、ちゃんと防犯の意味でも見守りを続けてもらっています。

私も孫が6年生、4年生、2年生におるんですが、今6年生、4年生が一緒に住んでいます。朝は必ず時間があれば、集合場所、7時45分に集合して、そこから学校に行くということで、途中まで見守り続けながら毎日行っています。一番問題なのは下校時間ですよね。朝は集団登校しますので、防犯に対してはさほど問題はないのかなと思いますけど、下校時はやはりばらばら、ちっちゃい1年生、2年生が1人で帰ったり、そういうことをやっています。

多様な世代、あるいは事業所とか、宅配の方とか、郵便局の方とか、そういう方々に対して、ながら見守りというのを一応お願いしていかなくちゃいけないのかなと思っています。 だから、そういう要請とか学校側で現在されてあるのかどうか。ボランティアの方々も高齢 化して、なかなかそういう時間帯に外に出るのがおっくうになったとか、足腰が弱ってそういう交通指導等ができないという状況がだんだん続いてきているんじゃないかと思っています。 すが、ながら見守りというのも一番大切なことかなと思っています。

そういう連携、学校側と業者と連携をとって、ながら見守りというのも、スクールガードともあわせて今後どんどんやっていかなくちゃいけないのかなと。いかがでしょうか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

現在、下校時の見守りにつきましては、小学校・義務教育学校前期課程の15校中、下校時の見守りについて実施している学校が9校でございます。実施団体としてはさまざまなんですけれども、老人会、青少年健全育成会、交通安全協会、保護者等がございます。ただ、やっぱり下校時間がさまざまであるとか、ばらばら、平常はこの時間帯なんだけれども、学校の行事によってはその時間に帰らないとかいうことがございますので、議員おっしゃるとおり、組織立った動きというのをこれからしていかなければいけないんじゃないかなと思います。

そのためにもスクールガードリーダーというものを設置いたしまして、そのリーダーシップのもとに、そういうながら見守りも含めて安全体制が構築できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〇11番(萩尾 洋君)

ありがとうございます。よろしくお願いしておきます。

それと、ドライブレコーダー、多分宅配便あたりはドライブレコーダーをつけていると思いますけど、そういうドライブレコーダーもいろんな意味で防犯に対して抑止力があると。 去年でしたっけ、小学生の児童が1人で帰っていて殺害されたという事案が発生しています。 その後、登下校防犯プランというのが出たんだろうと思っています。そういう、ながら見守り、要するに運転手はあっちゃこっちゃよそ見はできませんので、ドライブレコーダーだったら、ちゃんと周囲のことは撮影してくれますので、何か起きた場合は、それが証拠となると思っています。そういったこともプランの中にも書いてありますので、よろしくお願いしておきます。

それと、1点目の最後になるんですが、遠距離通学児童に対する配慮はということで、再 三、スクールバスの運行はできないかと、これは保護者からも切に要望があっているのが今 福地区ですね。距離的には3キロ未満ぐらいなんですが、毎回このことを言っているけど、 調査し検討しますとか、そういう返答ばっかりで、調査、検討はその後されたのかどうか、 ちょっとお聞きします。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、その後も検討をいたしたのですが、議員おっしゃる とおり、通学距離と、あと八女市内では合併に伴うスクールバスの運行というところがござ いまして、難しいだろうというところでの検討がなされたと承知をしております。

〇11番(萩尾 洋君)

例えば、前回も言ったと思いますが、マイクロバスじゃなくて、10人乗りのワゴン車、福祉バスがありますよね、地域振興課長。デマンド交通のバスが10人乗り、あれを通学時間帯だけ回すと、どれくらいの費用がかかりますか、わかりますか。

〇地域振興課長(平 武文君)

お答えいたします。

ちょっと費用については、ただいま御提示いただいた条件だけでは手元ですと計算が不可能でございますので、金額については御答弁できないところでございますが、一つ、我々公共交通の担当の立場からすれば、なるべく積極的な御利用ということをお願いすべき立場でございますが、岡山校区の小学生の登下校ということで、公共交通の手段の活用と考えてまいりますと、公共交通からアプローチするにはやっぱり昨日の答弁でも申し上げましたように、ふる里タクシーというルールに基づいて運行している仕組みがございますので、これを小学生の登校に合わせた形に柔軟に対応していくというのは、かなりふる里タクシー自体では難しいと思います。

それで、ほかの昨日の答弁においては柔軟なやり方もあるようなので研究いたしますということで答弁差し上げましたが、この前提条件となるのが、ほかに公共交通手段がない地域ということになりますので、これは組織的な議論も経ておりませんし、私の知識の中でルールに機械的に当てはめた判断ではございますけれども、一つ、岡山地区ということで一般タクシーが営業されているエリアでございますので、この点は非常に公共交通で登下校の問題を解決するという点においては一つのネックというか、課題になると考えます。

以上でございます。

〇11番(萩尾 洋君)

それじゃ、新たに、ふる里タクシーじゃなくてバスをチャーターして、その時間帯だけ運行するということを想定して、ちょっと試算をしとってくれんですか。よろしくお願いします。

昨年ですけど、石川県のかほく市にちょっと視察に行きました。そこは2キロ以上であればスクールバスを運行するというルールをつくっておったみたいですけど、子育て世代を呼び込むために、2キロ以内でもいいですよという形でスクールバスを回しているんですね。 反対に言えば、体力をつけると学力が向上すると言われていますが、ただ通学時だけの体力 を奪ったからといって学力がどうなのかという検証はできていないと思います。学校に行って一生懸命運動して、一生懸命勉強して、そうすれば、学力イコール体力にはつながらないのかなと思っていますので、よかったら、かほく市のホームページを見て、どんどん――これはあとの質問にもつながってくるんですが、出生率よりも入学者数が多いということは、子育て世代がどんどん転入してきている。それはなぜかというと、済みません、あとの質問とごちゃ混ぜになってしまいますけど、例えば環境もいいし、金沢にも近いんですね。能登までは2時間近く、里山海道か何かといってできて非常に便利になっていますので、中心より若干金沢に近い――能登と金沢と距離がですね。そこに子育て世代がどんどん入ってきている。それは、保護者としては安心して学校に送り出せるという狙いがあったからだと思います。

それと市の所有地を安く提供して、八女市と一緒なんですが、かほく市に家を建てたら奨励金があるとか、そういった形でスクールバスに関しては、かほく市はそういうことをやっています。

意見交換会の中にも、スクールバスを希望するとか、3名ぐらいの保護者の方が言われていますけど――これは今福地区の方だと思います。そういう利便性というか――言葉としては利便性はおかしいかもしれませんけど、安全な通学ができるということであれば、子育て世代もどんどん寄ってくるんじゃないかと思います。おまけに唐尾広川線のバイパスが南側まで貫通したら、そこにまたばばばっと集合住宅あたりが建つと思いますし、そういった意味でも今後、スクールバス――マイクロバスとは言いませんので、10人乗りぐらいのバスをどうにかお願いできないかと思っています。

人が犠牲になったら、こういうのはすぐ運行するんですね。あそこに信号つけてくれと言って、信号が近過ぎますからだめですと言われますが、人一人犠牲になったらすぐできます。ということで、もう一つは、岡山山、亀甲の児童が県道に上がってくるんですね。そこに押しボタン式の信号をという要望は行政区長さんから多分上がってきていますね。公安が言うには、交通渋滞を招くからとか信号が近いからとか言っていますが、どこに信号があるのかな。建設課長、鵜池の信号、そして真っすぐ西短のほうに行ったら、バイパスにおりてからの信号か、亀甲の四つ角の点滅信号しかないですよね。その間は信号ないでしょう。ましてや、その通学路の西側に集合住宅が建つという話が出ていました。それは困ると、歩道もないのにだまりがとれなくなるという話がJAの農振協議会のときにちょっと出たんですけど、あそこは以前から横断歩道を設置してくれとか、そういう話が出ています。そのところはどんなですかね。

〇建設課長(山口英二君)

お答えいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、私どもも現地は把握しておりますし、地元行政区長からの要望も出ております。その要望に基づいて、警察とも何回も協議を行っておりますけれども、警察としましては今おっしゃったように、信号の設置は無理だと。それから、横断歩道についても今のところ無理だという返事をいただいて、その旨、行政区長のほうにお返しをしておりますし、警察と立ち会うときも、行政区長さんも一緒に立ち会ってもらって、そういう話はしてきたところでございます。なかなか今おっしゃるように、横断歩道とか信号機につきましては、市だけの判断ではできませんし、県としましても、当然県警がオーケーであれば検討しますということでございますので、今の時点ではなかなか警察の返事がそういうことで設置ができないということで把握しております。

今おっしゃるところにつきましては、西短のほうから歩道が来てとまっております。その分につきましても、昨年9月ですかね、議員のほうが一般質問された後にも県土のほうとも数回打ち合わせをしておりますし、先日もちょっと県のほうに行きまして、全体の話の中ではございましたけれども、御指摘の箇所についても県と話はしております。こういう解決策ということではなかなかすぐ出ませんけれども、県とはそういう形で何回も協議は行っておりますので、今後、なるべく早く何らかの形で解決できればということで考えておりますので、そういうことでよろしくお願いします。

〇11番(萩尾 洋君)

あの通りには県の所有地がまだちょっとあるわけですよね。強力に県のほうに要望していただきたいと思っています。

2番目に行きたいと思います。

人口減少対策についてということなんですが、平成30年度はいろんな施策が講じて156世帯414人の転入があっておりますという答弁でしたけど、じゃ、平成30年度の転出は何名ぐらいなんですか、出て行かれた人数というのは。

〇地域振興課長(平 武文君)

お答えいたします。

手元に住基データがございます。平成30年度の人口増減一覧ということでございます。日本人、外国人を含むということで、社会減でよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)社会減で、合計して2,461名の転出ということでございます。

以上でございます。(「2,461名」と呼ぶ者あり)はい。

O11番 (萩尾 洋君)

やはり414人の転入があっても、やはり自然死とか、そういった出生率がいまだに1.4から 1.5ぐらいですかね。なかなか追いつかないというのが現状かなと思っています。いろんな 助成金、奨励金等を準備して頑張ってあるんですが、先ほども言いましたように、石川県の かほく市、転入奨励金というのが1,000千円あるんですね。いや、これは転入者としても助かるかなと思っています。

かほく市の面積が64.44平方キロメートル、人口が3万5,182名、これは平成30年4月1日 現在ですが、この市も出生者数が死亡者数を大幅に下回る自然動態の減少傾向が著しい市で す。そこで定住人口プロジェクトの取り組み、これは市長が平成22年にどうかしろと、どう か考えろと発したやつなんですが、1番目、かほく市若者マイホーム取得奨励金、45歳未満 の方が市内で一戸建ての住宅を新築、あるいは建て売り購入も含む――した場合に、最大 1,000千円の建築奨励金を交付している。転入者には限度額800千円プラス、かほく市内在住 者には限度額300千円、市内業者による建築には200千円と、この辺の金額は余り八女市と変 わりませんけど、そういう定住人口増加プロジェクトチームというのをつくって一生懸命頑 張っています。

八女市もある程度そのような金額面とかいろんな奨励金、助成金とかありますけど、もうちょっとどうにかならないですかね、市長。奨励金とか助成金のアップとかですね。石川県のかほく市の話なんですが、市外から45歳未満の方が一戸建ての新築住宅、あるいは建て売り住宅でかほく市に移住してくれば1,000千円の奨励金というのを出しています。財源の問題もあるかもしれませんけどね、どんなでしょうか。

〇市長 (三田村統之君)

お答えします。

全国、数多くの基礎自治体あります。それぞれ環境もいろんな行政を構成している違いというのも当然あります。どこに力を入れなきゃならないのか。あるいは、どういう面で支援をすべきなのかというのは、それぞれの基礎自治体で違っていると思うんです。ですから、今、例に挙げていただいた自治体についてはそれができる、そうしなきゃいかん、財源的にそこに集中できると、そういう場合もあるし、したくてもできないという、こっちのほうを先にやらなきゃいかん、そういう自治体もいろんな多種多様にわたって自治体が取り組むべきメーンの事業というのは全国違うと思うんです。

私どもは、そういう面では、今、議員からも御指摘いただいたように、できるだけそういう転入者の問題、あるいはまた、最近では地元の具材を使った住宅についても助成をするようになっておりますけれども、いろんな面で助成をしますけれども、それだけを今おっしゃる市と同じように高くするということは、現状では非常に難しいんではないかと。

ただ、八女市でも状況によっては、月によっては転入者と転出者が変わらない月もあるんです。じゃ、転入者と転出者が変わらないのに、どうして人口が減るのと。高齢者の死亡が非常に人口減少の大きな原因になっているわけでして、これはできるだけ、今は健康福祉部も努力しているように、できるだけ健康で長生きしていただくような対応をしていかなけれ

ばなりませんし、今、その取り組みをやっているわけでございます。それぞれの地域で子ども対策、あるいは高齢者対策、人口問題に対するさまざまな課題の取り組みは皆さんやっていらっしゃるんじゃないかと。私どもは現時点ではここまで来ました。これからどうするかというのは、またいろんな御意見も聞いていただきながら、人口減少の状況、どこに八女市は原因があるのか、どこをどうすれば人口減少が少なくできるのか、こういうことも十分検討して取り組んでいかなきゃならない。だから、議員おっしゃるようにしたいんですけれども、したいんですけれども、なかなかその自治体の項目と同じようなことは、現時点ではできない。

しかし、お気持ちは十分わかりますので、私どもとしても積極的にこの問題についてはさらに検討していきながら、いかにして人口減少対策、転入を推進していくか検討していきたいと思っております。

〇11番(萩尾 洋君)

御検討のほうをよろしくお願いしておきます。

最後の質問ですけど、いろんな流入人口といいますか、観光客を呼び込む手だてとして観光振興課のほうでも一生懸命頑張られていると思います。いろんなバスで行く何とかめぐりとか、そういうことで、しかしそれは募集して、来た人だけしか味わえない、わからない、八女のよさが全くわからないという部分だと思うんですね。来なくちゃわからない。じゃ、あそこに行ってみたいな、八女に行ってみたいなという手だては何か今やってありますか。

そういう何とかめぐりとか、10人、20人単位でやってあるでしょう。それは来た人しかよさがわからない。それが口コミで広がっていくとは思っています。だから、来ればわかるんじゃなくて、八女に行ってみたいなという、何かそういうアピールするようなやつはないか、今現在やってあるのかなと思ってでした。

〇観光振興課長(荒川真美君)

お答えいたします。

観光客の流入につきましては、先ほどおっしゃいましたように、確かにツアーや旅行商品等でお客様に来ていただくということはやっております。それ以外の策といたしましては、平成30年度実績において、例えばラジオであれば、エフエム福岡でのラジオ放送の毎週1回、RKBテレビ、こちらの番組放送52回ということで、まず八女を知っていただくという取り組みを観光振興課のほうではしているところです。まず、ファーストコンタクトとして八女を知っていただくことで、ぜひ来てくださいというイベント情報の発信等も進めているところではあります。

また、観光振興課のほうで管理しておりますウエブサイト、SNS、こちらにおいても募集告知でありますとか、あとは四季の様子、八女市には点在する観光施設や自然経過、こち

らがたくさんございますので、これの点在するところを線で結んで、それが面となって交流できるような人口をふやすということで2020年、270万人の観光入り込み客を目標としているところです。

以上です。

〇11番(萩尾 洋君)

また、よその自治体のことなんですけどね、同じ石川県のかほく市でシティプロモーション課というのを立ち上げて、毎日15秒ほどのテレビスポット、マスメディアを使って、そういったことをやっています。結構これが功を奏して、かほく市はそういう観光名所じゃないですけどね、いろんな方がいらっしゃいますし、そういう若者世代がどんどん寄ってくると。これは年間8,000千円ぐらい投資して、そういうプロモーションビデオをつくって放映している。あるいは先ほども言ったように、FMラジオで流すとか、そういうことをやってあります。今後、そういう方法もぜひ八女としては必要ではないかなと。

目で見る――SNSとかそういうのは高齢者は余り使わないですよね。ユーチューブも一緒ですけど、まず一番楽しみはテレビとかラジオですから、聞こえてくる、見えてくるというスタイルで八女のよさを発信すれば、少しは行ってみたいなという気を起こす人が今後も出てくるんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。

〇観光振興課長(荒川真美君)

お答えいたします。

確かに目で見て、確認してということで、毎日放送されますテレビ、こちらが一番視覚でも感覚的にお客様が来られるツールになるかと思います。今、議員がおっしゃったように、どのくらいの経費がかかるかわかりませんが、今後も報道機関、メディアと連携をとりながら、また先日からも市長と一緒に報道機関を訪問してまいりましたが、常にそちらのほうにオファーをしていきながら、1件でも多くの八女の番組が紹介できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〇11番(萩尾 洋君)

また、よその自治体ではそういうシティプロモーション課というのがあって、そこの地のよさをどんどん発信して、例えば映画の撮影場所とか――これは北九州のほうなんですが、映画の撮影場所に使ってくださいとか、そういうアピールもしているみたいですので、どんどんそういったアピールを八女市としても行っていただいて、にぎわいを創出するような市にしていただきたいと思っております。よろしくお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。

〇議長 (角田恵一君)

11番萩尾洋議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩 午前11時15分 再開

〇議長(角田恵一君)

休憩前に引き続き、再開いたします。

21番松﨑辰義議員の質問を許します。

〇21番(松﨑辰義君)

皆さんおはようございます。日本共産党の松﨑辰義です。今回の選挙で再度議会へ送り出 していただき、その責任の重さを感じています。今後、皆さんの負託に応えられるようしっ かり頑張りますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、さきの通告に基づき、一般質問を行います。

最初に、介護保険についてであります。

これまで何度も質問してきましたが、介護保険制度の保険料は高齢者にとって大きな負担となっています。制度として維持していくには一定の負担が必要なことは理解できるものの、せめて低所得者層については負担軽減を早急に図るべきではないでしょうか。子育て支援については、子どもの貧困対策と相まって進んでいると思いますが、高齢者福祉についてはおくれているのではないでしょうか。介護保険の減免制度の早急な拡充を求めるものですが、執行部の見解をお伺いいたします。

次に、空き家対策についてであります。

老朽危険家屋等除却推進事業の進捗状況についてお伺いしたところ、6月からのスタート だということでしたので、これからどのような取り組みになるのかをお伺いいたします。

というのも、危険家屋の近所の方々は毎日不安な日々を送っておられるからです。早急な 手だてが必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、家屋を取り壊して更地にすれば固定資産税がはね上がります。それが原因で取り壊すことをやめられる人も出てくるのではないでしょうか。

まだ少ないですが、更地にしても固定資産税が一定期間上がらないように減免制度を設けている自治体もあります。解体した場合の固定資産税の減免措置は検討できないのでしょうか、執行部の見解をお伺いいたします。

次に、ふる里タクシーについてであります。

年々利用率が減ってきているようですが、これらの原因と今後の対策はどのようにお考えでしょうか。

高齢者の事故が多い中、これらを減らすためにも利用者のニーズに応えていく必要性を感

じますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、交通安全対策についてであります。

同僚議員の質問にもありましたように、最近、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違えを初めとして子どもたちが犠牲になる交通事故が多発しています。国も子どもたちを守るための対策を急ぐように指示をしたというニュースも聞きました。八女市としては、子どもを交通事故から守る対策をどのようにしておられるのか、お伺いをいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

〇市長 (三田村統之君)

21番松﨑辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、介護保険についてでございます。

保険料の減免制度の拡充について市独自の対策は考えられないのかというお尋ねでございます。

本市の保険料の減免制度については、災害により住宅などの財産に著しい損害を受けた場合、世帯の主たる生計者の収入が激減した場合、生活保護法で定める基準以下の収入で現に 生活保護を受けていない場合のいずれかに該当し、必要であると認められるものに対し減免 を行っています。

保険料は、負担能力に応じた所得段階別の設定となっているところです。加えて、公費を 投入した低所得者層の保険料の軽減が、平成27年度からは一部において、さらに令和元年度 からは拡充して実施され、令和2年度からは完全実施の予定です。

保険料の減免については、介護保険制度が介護の必要な高齢者やその家族を社会全体で支えていくための社会保険制度であることを踏まえ、今後も実施してまいります。

次に、空き家対策についてでございます。

老朽危険家屋等除却推進事業の進捗状況はどうなっているのかという御質問でございます。 老朽危険家屋などの除却の促進を図り、安全で安心なまちづくりに寄与するため、あわせ て土地の利活用を促す目的として、今年度から老朽危険家屋の除却に対する補助制度を設け ました。今後、事業の活用について市民への周知を行ってまいります。

次に、解体した場合の固定資産税の減免措置は検討できないのかという御質問でございます。

住宅用地に関しては固定資産税の課税標準の特例が適用され、税額を軽減する制度がありますが、住宅が解体されたときは軽減の対象から除外されます。

減免措置につきましては、税の公平性や税収の減少、さらには交付税の算定基礎にも影響 することなどから、慎重に対処する必要があると考えています。

次に、ふる里タクシー事業についてでございます。

利用率の向上についての対策はどのように考えているのかという御質問でございます。

ふる里タクシーの利用率向上については、平成30年3月に策定しました八女市地域交通網 形成計画の中で、ふる里タクシーの課題として、まず1点目にふる里タクシーと路線バスの 乗り継ぎの円滑化、不便感の解消、2点目として運行曜日の追加要望への対応検討、3点目 に利用促進のための制度周知の強化、最後に4点目として適切な規模の車両導入を挙げてお ります。

これらについて検証、検討を行い、費用対効果や持続可能性の確保の観点などを踏まえ、実現可能かつ効果の高い項目から取り組みを進めてまいります。

4の交通安全対策につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願い いたします。

〇教育長 (橋本吉史君)

21番松﨑辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

4、交通安全対策について、子どもを交通事故から守る対策はどのようにしているのかと のお尋ねでございます。

本市といたしましては、市道に係る安全施策を初め、防犯カメラの設置支援や安全安心まちづくり団体との協力体制づくりなどの対策をとってまいりました。

また、民間団体からは反射材つきランドセルカバーの配付や、中学生に対する反射材つき たすきの配付等の支援をいただいております。

学校では毎年、交通安全教室を実施し、児童生徒の交通安全に対する意識を向上させているほか、平成27年度からは八女市通学路安全推進会議を設立し、通学路における危険箇所の改善に努めております。

この組織ができたことで道路管理者との協議もスムーズに話し合いの場が持たれるようになりましたので、従来から取り組んでいた市PTA連合会からの要望に対しても効果的な対策を講じることができるようになっております。

以上、御答弁申し上げます。

〇21番(松﨑辰義君)

まず、介護保険ですけれども、5月臨時会の折に消費税が10%に10月から上がることについて、その分の減免が提案され、可決をされたところですけれども、本来でありますと、もっと減免されるべきところが本来減免の半分、10月からの値上げということで、それまでの財政の問題で半分が減免され、来年度から全面的に施行されるということを聞いておりますけれども、実際に市民にとっては10月から消費税が上がれば、暮らしにおいて本当に大変な状況になると思っております。

現に6月からいろんなものが値上げをされております。そういうものに早急に対応しなけ

ればならない。つまり、国ができない分、自治体としてその分を補塡するということは考えられないのか、その点について、まずお伺いをいたします。

〇介護長寿課長 (橋本妙子君)

お答えいたします。

議員のほうからは、本年10月からの消費税の対応に向けて今年度は軽減が半分の実施ということで、それを市独自で全面的な満額の軽減ができないかという御質問だと思います。

市といたしましては、今年度の試算をいたしますと、本来の市の負担は約4分の1ですけれども、14,000千円ございます。

議員おっしゃいますように、10月から満額ということで実施をいたしますと、その分については当然国からの負担金はありませんので、国、県の負担分まであわせて負担するような形になりまして、市の負担分が試算をいたしますと35,000千円程度かかる見込みです。本来のやり方での軽減よりもさらに21,000千円、市の負担がふえるということになろうかと思います。

市といたしましては、国の制度に従いまして実施はしたいと思っております。

〇21番(松崎辰義君)

国の制度に従ってということですけれども、実際に市民の方々は本当に厳しい状況にある。 半分は減免ができます。4月からということでしたのでできますが、実際に今、新聞、テレ ビ等でもやっておりましたけれども、いろんなものが6月から値上がりをしております。

御存じだと思いますが、ちょっと調べたところでも、カップ麺で4%から8%、袋麺で5%から8%、ティッシュで10%以上、伯方の塩関係ですけれども、4%から11%、冷凍食品は5%から13%、大型のペットボトルで20円とされております。

10月からと言われておりますけれども、手紙も82円から84円、はがきも62円から63円、生活の周りのいろんなものが6月から値上げをされている。カップ麺とかそういうものは、以前は若い人たちが食べるものでしたけれども、今はひとり暮らしの高齢者とか、そういった人たちにはかなり利用されておりますし、ティッシュ、冷凍食品も今、かなり高齢者の方々は利用されている状況だと理解をしております。

そういうところで、もう6月から値上げになって、10%、10月からどころではないのが現状だろうと思います。ですから、せめて10月からの分を八女市で補塡できないのか。やっぱり高齢者福祉をどう考えるかという点では、登壇しても申し上げましたように随分おくれているのではないかと。

この実態、やはり6月からこれだけのものが値上がりをしている。10月になればさらに上がる可能性がある。こういうところで、じゃ、高齢者というものにどう手を差し伸べていくのか。自分のことですから、それは自分で頑張ってくださいと言われるかもしれませんけれ

ども、でも今、社会情勢として年金も全く上がらない、むしろ下がっている傾向にある中で、 お年寄りが、特にひとり暮らしとか老老世帯とか、どうやって生きていくのか、そういう課 題が今、現実に目の前にあるわけですから、そこにどう手を差し伸べるかというのは重大な 問題で、そこに今、介護保険の減免ができる状況に私はあるのではないかと。

せめて、さっき言われました35,000千円程度、八女市の持ち出しがふえるだろうということでしたけれども、35,000千円ですから、それで特に第1段階から3段階までの方々が少しでも安心して――安心して暮らせるとは言われませんけれども、少しでもそういうところの手助けができるのではないかと思うから検討できないのかと。

10月までありますので、ぜひその部分を今後考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇介護長寿課長 (橋本妙子君)

お答えいたします。

確かに議員おっしゃいますように、介護保険制度が始まりまして、当初、八女市で一月の 基準月額が2,990円だったものが現在は6千円となっております。市民の方からそういう納 付の御相談を受ける際に、負担感というものはこちらとしても実感をしているところでござ います。

そのような中で、国といたしましても介護保険制度が持続できるようにということで、そもそもが所得に応じた介護保険料の設定となっているところにさらに公費を投入いたしまして、低所得者の保険料軽減を強化する仕組みが平成27年度からできているところでございます。

また、この制度によりまして軽減した保険料分に対しまして、4分の1を市が負担しているところでございます。今年度では、先ほど申しましたように約14,000千円、来年度は約25,000千円、市のほうからも負担がふえる見込みでございます。

このように国の制度で保険料の軽減が拡充されておりますので、この制度導入によりまして、市民の方の保険料に対する負担感というものが少しでも軽減されるようにということでこちらとしては考えておりまして、また、この介護保険制度自体が介護に要する費用を皆で分担して負担する制度となっております。

この制度の運営を考えますと、さらにの軽減につきましては、減免の拡充等につきまして も慎重に判断する必要があるということで考えております。

ほかのさまざまな高齢者施策等も総合的に考慮いたしまして、また、3年に1度、介護保険事業計画の中でも低所得者に対する保険料の負担ということについても協議をしながら、 今後協議をしていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

今、総合的にという部分と3年に1度改定がありますから、その中で協議もしていきたいと言われましたけれども、過去何逼言っても実際に協議の中でされた経緯がないじゃないですか。

私はここの議場でも、今回値上げするについて、減免についてどういう協議を行ったのかとことしの3月に聞きました。そしたら答えは、事務局との打ち合わせではそういう話も出ましたが、協議会の中――協議会といいますか、そこの話し合いの中では出ていないと。やっていないんですよ。ですから、こういうところでまた言わなくてはいけないわけです。

そこできちんと協議されて、それについてはこうこうこういう理由でできませんとか、それだったらまだ少しはわかります。でも、全く今まで協議されていない。この実態が非常に問題だろうと思っているわけです。

何度もこの間言ってきました。減免の拡充、いろんなところでやっているわけですから、 それは福岡県の自治体全でがやっているわけではありません。しかしながら、そういうこと で高齢者の福祉、そして、高齢者が少しでも安心して暮らせる地域、自治体を目指して、そ ういうところではやっておられるのだと思っております。

そして今、さっきも言いましたように6月からそういう値上げがされている。確かに国は 消費税を上げるについてそういった減免もしましたが、それ以上に物価は上がっているじゃ ないですか。そこをどうするかということを今言いよるわけです。

ですから、そういうものに対して少しでも手を差し伸べる気持ちはないのか。金がないわけじゃないでしょうもん。基金はありますから、とりあえず10月から来年の3月まで、そういった部分での減免の拡充、いわゆる市の持ち出しは確かにありますけれども、そういう部分もやったっていいんじゃないかということを話しよるわけです。

健康福祉部長、この点についてどうお考えでしょうか。

〇健康福祉部長(白坂正彦君)

松﨑議員の御質問にお答えいたします。

介護保険制度においての段階別な保険料の負担、それと低所得者に対する対応をどのよう にして考えているかという御質問かと思います。

議員言われますように、今日の物価の上昇等を考えてみますと、また、保険料等もそうで すけど、なかなか厳しい状況があるというのは私たちも承知をしているところでございます。

先ほど課長が答弁いたしましたように、介護保険制度につきましては、皆さんの負担金を もってその制度が成り立っているわけでございますので、そういった物価の上昇もあります けど、皆さん方の負担、保険料の部分、相互理解も含めたところで物事を決めていかなくて はいけないということで私たちも考えているところです。 一方では、先ほど言われますように、低所得者への負担、特に11段階、階層がありますけど、その中での非課税世帯に対する対応についてどう考えていくかというのは本当に必要なことだろうと思っています。

過去にそういった議論がなされていないじゃないかという御指摘もありましたけど、私たち、担当課長とも話をしておりますけど、そういったことを常に意識しながら、次期の八女市高齢者福祉計画、あるいは次回に予定しております第8期になりますけど、介護保険事業計画、これではきちんと出していこうということで話をしているところでございます。

今後、話し合いを持ちながら、皆さんの合意形成をもって、この介護保険事業を継続できるように努めていきたいということで現時点では考えているところです。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

今後の減免については、次の段階でもまだいいかとは思いますけれども、私が言っているのは、今度消費税が上がる、実際に6月からいろんなものの物価が上がっている、これに対しての迅速な対応として、この10月から2月までの期間、やっぱり八女市としてそこら辺をどう考えていくのか、補塡をしたらどうなのかと。

国保税に関して言えば、全国知事会から国に対して国費1兆円の負担で国保税の値下げを するような要請がされております。介護保険についてもそういったことをやる必要があるん じゃないかと。市長会、そういうものからぜひそういった部分を今後、意見書も要望書も出 してほしいし、値上げされる今の状況について何らかの手だてを考えられないのか、市長お 願いします。

〇市長 (三田村統之君)

市長会からの要望については、手持ちに資料がないものですから、毎年かなりの数の要望を国に市長会としてはやっておりますから、恐らく介護保険の問題も入っていると思うんだけど、ただ、まだ10月からの値上げの問題ですから、そこまでいっているかどうかわかりませんが、今月の11日、12日、全国市長会がございますので、その中で多分この問題について意見が出る可能性は十分あるだろうと思っております。

先ほどから課長、部長が答弁しましたように、確かに低所得者の皆さん、特に補助を受けていない、受けるところまでいかない、しかしながら低所得者の皆さん、こういうところの皆さんに対してどういう対応ができるのかというのは、これは全国の自治体の問題だろうと思っております。

今、議員指摘の値上げの問題、確かにもう既に部分的に上がっておりますけれども、10月 の消費税の実施段階、その状況を見ながら、そして大事なことは、やっぱりこの介護保険料 は市民の皆さん方が保険料を出してやっている事業でございますので、そういうこと、財政 の問題のこと、あらゆる問題を含めて、今、部長が答弁しましたように、きちっとした形で 計画も策定しなければなりませんので、その点はひとつもうしばらく私どもに状況を見なが ら検討させていただきたいと思います。

〇21番(松﨑辰義君)

今すぐここで答えは出ないと思いますので、ぜひ10月からの消費税の値上げ、それに伴う 生活の厳しさは、さらに高齢者の方々に負担の重さがのしかかってくると思いますので、ぜ ひその部分も考慮して検討していただくよう強く要望しておきたいと思います。

次に、空き家対策ですけれども、私もうかつでしたけれども、6月からということで今からの取り組みですので、まず取り組む姿勢といいますか、構え――といいますのも、本当にどことは言いませんが、ある市民の方から何とかしてほしいということで、立花町とだけ言っておきますけれども、見に行きました。

本当に危なくてそばに寄れないんですね。衛生的にも非常に問題がある、そういう空き家がございます。いろいろ聞くと、多分ほかにもそういう空き家があると聞いております。

ですから、せっかくこういうものをされる中で、じゃ、周知徹底をやって、手を挙げられるのを待っておくのか、それとも区長さんを通じて、また、市民の方から何とかしてほしいという要望も出ているような空き家については、こちら側からぜひこういう制度を使って取り壊しをしていただきたいということも含めて積極的なそういうお願いをする必要があると思っておりますが、その点どのようにお考えか、お願いします。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

議員、今おっしゃられた現地というか、その件につきましては、私どもも現地のほうも理解しておりますし、平成27年にいわゆる空き家等に関する特措法というのができまして、そのラインに沿ったところで、地元のほうからそういった形での連絡がありました際には、まず現地調査を行って、現況の写真とか適正管理の周知のチラシとか、空き家バンク制度の概要とか、そういったものを一緒に所有者がわかっている場合にはお伝えしておるところでございます。

今回の老朽危険家屋の除却促進事業についても、議員おっしゃったように6月からの発足でございますけれども、こちらの関係のチラシについても、事業内容等も説明したところで所有者の方等に一緒に御案内していくと決めております。

また、周知の方法に関しても、6月1日号の広報にも出しております。また、FM八女等のラジオ等も使いまして呼びかけを行いますし、ホームページ等もこの6月から出しておるところでございます。

以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

今言われたように、今からですから、しっかり周知徹底、広報も私も見ましたが、しっかり大きな字で書いてあるのでわかりやすいかなと思いますが、まずは広報をどれだけまいているのかということも含めて周知徹底というのはかなりやらないとなかなか厳しいものがあるのではないかと思っておりますので、そこら辺の周知徹底、それから、先ほど言いました本当に危険家屋と思われるものについては積極的に出かけていって、ぜひこういうものを使ってやってほしいということもやらなければならない課題だろうと思いますので、その点、積極的にやっていただくよう要望しておきたいと思いますが、この中身を見ますと、300千円が限度で1年間に3,000千円、約10件を想定しているということですけれども、もしそれ以上になった場合、手を挙げられるのが10件以上とか、なかなかそれは現実の話、どうなるかはわかりませんけれども、もしそれ以上にあった場合はどう考えておられるのか、お願いします。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、本年度につきましては、補助金300千円で10件分、3,000 千円の予算立てということでさせていただいております。

以前、八女市が行いました空き家等実態調査の中で空き家であるという判定をさせていた だいた物件が千五百数十件ございましたので、この中で実際に緊急的に危険だと思われる件 数、こちらのほうを見た上で今回の予算をつけさせていただいております。

議員おっしゃられたように、今からの申請になってくるかと思いますので、そちらのほうで対応できなくなる場合には、最終的には補正予算とか、そこら辺も考えていかなくてはならないかとも思っております。

以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

今からですので、多くなればそのときに考えるということですので、それはそれでいいか と思いますが、一番心配するのは、固定資産税が上がるのであれば壊さないよという方も出 てこられるのではないかということなんですね。

それで、これは3月議会のときにも減免の話をしましたけれども、福岡県では特定空き家については豊前市、それから、特定空き家でないものについては岡垣町がそういう減免制度を持っております。

先ほど市長答弁の中で交付税への影響、そういうものもあるということですので、簡単ではないと思いますが、現にこういうことをやっておられる。

豊前市におきましては、資料を見ますと、平成26年、27年の2年間で20件のそういう対象

があったということと、ここは減免制度を10年間ですね、5年まで物が建っていたときと同じ金額、それから、それ以降、5年以降は6分の5、6分の4とずっと上がっていくようですけれども、これらの実態というのをどのようにやっているのか、また、どういう影響があるのか、そういった部分の調査というのはなされたのかどうか、お願いします。

〇税務課長(丸山 隆君)

お答えいたします。

固定資産税の減免の分の調査については、当市のほうについてはお伺いして、状況の調査、 問題点等も含めお伺いをしているところでございます。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

じゃ、交付税の影響も含めて、豊前市、岡垣町はどういう対応をされているんですか。 要は交付税の影響がどれぐらいあるのか、それはどういう考えのもとでやっておられるのか、その辺についてはお伺いされたのかどうか、お願いします。

〇税務課長(丸山 隆君)

お答えいたします。

減免の状況はお伺いをしておりますが、交付税について減額になることの対応については お伺いはしておりません。

ただ、豊前市と岡垣町、こちらの違いとしては、除却推進事業を行っている分について減免をするものと、要するに事業関係なしに減免をするという違いはございますが、交付税の措置については、どちらも同じように減額なされるものと認識しているところでございます。以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

ぜひ、豊前市においては2年間で20件、そういうこともやりながらされておりますし、交付税の影響と言われるのであれば、そういう部分の調査もして、本当にそれがどれぐらいの影響があるのか、そういうことも調べて、これだったらできるのではないかとか、そういった判断もしていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇税務課長(丸山 隆君)

お答えいたします。

地方交付税の分につきましては、これは減免になってまいりますので、当然収入としてみなされて、その分で交付税が算定されるものになってまいりますので、減免で固定資産の減額をした場合については当然税収の分も減額になりますし、また、その分についての交付税は収入として算定されて、その分で交付税の分配がなされるということで認識をしておるところでございます。

細かくどのぐらいになるのかということについてはまだ調べておりませんので、御理解を お願いしたいと思っております。

〇21番(松﨑辰義君)

これからですからわかりませんが、どうしてもそういうとき、いわゆる固定資産税が上がるならやめとこうという部分を進めるに当たって、そういうものも考えていく必要があるのではないかと思っていますし、これだけではなくて、空家等対策の推進に関する特別措置法、さっき課長も言われましたが、平成26年11月27日に公布をされております。

これを使いますと、指導、勧告、そして行政代執行、そういうところまでいけると。実際に豊前市のほうを読みますと、そこまでいっているのかなという感じはありますけれども、やっぱりそういうところまで制度として、法律として持っておかないとなかなか進まない部分もあるのではないかと思っておりますけれども、この空家等対策の推進に関する特別措置法に関して今後どのように考えておられるのか、お願いします。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

今おっしゃられたように、特措法で市町村ができる権限というのがございます。

1つ目に空き家の実態調査の実施、空き家の所有者への適切な管理の指導、空き家の跡地についての活用促進、それと、さっきもおっしゃられたように適切に管理されていない空き家を特定空き家に指定する。この特定空き家に指定された場合には助言、指導、勧告、命令ができる。最終的には罰金や行政代執行ができるとなっております。

こちらの対策というか、こういうことができるということに基づいて、先ほど申したよう に、連絡があった箇所については所有者の確定等を行っておるところでございます。

ただ、この所有者の確定には、非常に時間と労力がかかっていることが現実でございます。 相続の関係とか、こういったことでの所有者の特定の意味でございますけれども、その所有 者の特定ができた際には、所有者に対してあくまで個人の財産というのが大前提でございま すので、それを頭に置きながら、まずは話し合いからということで進めていきたいと思って おります。

それと同時に、今回の除却事業のほうも活用していただいて、空き家対策の一つのきっかけという位置づけで、こちらのほうも同時進行、あわせて周知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

ぜひ、そういうこともあわせて考えていただきたいと思います。

というのも、本当に何年もほったらかしてどうするやろうかと。実際にその方とお会いす

ると、何とかしてほしいという思いが切々と伝わってくるわけです。

ですから、今後、ここ数年台風も来ておりませんけれども、台風が来たら倒れるかどうかは別として物が飛ぶのは確実だろうと思います。飛んだら近所に迷惑がかかるというのは当然のこととしてあるわけですから、そういった強い姿勢を持って今後取り組みを進めていただくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、ふる里タクシーですけれども、これはことしの3月でしたかね、資料をいただいておりました。多少変わったかもしれませんけれども、大きくはそう変わっていないと思って新たな資料請求はしておりませんけれども、先ほど来言われたように、この利用率を上げるためには利用者のニーズにどう応えていくかというところは非常に大事だろうと思っております。

その中では、ふる里タクシーと路線バスの乗り継ぎの円滑化、不便感の解消、運行曜日の 追加要望への対応検討、利用促進のための制度周知の強化、適切な規模の車両導入という4 つの課題を掲げて検討されておりますけれども、特にこれを見ますと、土日祝日にも運行で きるようにという要望が断トツに多いんですね。

この件に関しては以前も質問しましたけれども、費用の問題、人手の問題を含めてなかなかすぐに対応は難しいという答弁を聞いておると思いますけれども、今の段階で、これらの検討されている部分でその解消に向けてどこの辺まで進んでいるのか、お願いします。

〇地域振興課長(平 武文君)

お答えいたします。

運行曜日ですね、土日祝日にも運行できるようにということで、このニーズに対しましては、平成30年に策定いたしました八女市地域公共交通網形成計画でも検討課題として記しておりますので、この点につきましては、交通事業者を交えて来年度の予算編成期をめどに協議を進めてまいりたいと思っております。

ただ、今回の御質問の趣旨にございますふる里タクシーの利用率、利用者をふやすという 観点に立ちますと、現在、我々が重視しておりますのは、どちらかというと全くふる里タク シーを利用しない人の考え方というか、どうして利用しないのかということに着眼しており ます。

先ほどから土日祝日ということでニーズが出ているというお話でございますけれども、この網形成計画の中では、比較的平日に使ったことがある人が、いわゆる利便性をまず御存じの方がこのタクシーをできれば平日だけではなくて土日祝日にも使ってみたいと、そういった向きの御要望も少なからず含まれていると思います。

ですから、新規に利用者を集めて絶対数をふやすためには、やっぱりタクシーを利用していない人の理由に少し着眼すべきかということで考えておりまして、この中では、社会問題

にもなっておりますけれども、皆さん自分で運転するとか家族や友達に頼んでいるということで、自分の自力で移動手段を確保するという方が圧倒的に多いわけでございますが、その次には利用する機会がなかったという御意見も少なからずございます。全く使ったことがない人が使わないと。これは当たり前のことでございますので、ですから、利用していただく機会というのをなるべくふやしたいという方向で今議論を進めておりまして、昨年度も実は地域の老人クラブでありますとか、高齢者のお集まりになるサロンにこのふる里タクシー制度の御説明ということで、年間に40回程度出向いた経過がございますけれども、今年度からできれば提案として一つ考えているのが、御説明とあわせて、ぜひ一回お試しで使っていただきたいということで無料乗車券などを御提供できればなというところで今検討しているところです。

また、昨年度までは、利用者は比較的高齢者層ということで固定してまいりましたので、 できれば本当に移動のサポートが必要な、例えば妊婦さんであるとか、こういった新しい層 にも利用というのをお勧めしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

利用したことのない方に対しての利用を促していくという部分は非常にいいことだろうと 思いますし、今言われた妊婦さん、安心して乗れるという部分では、妊婦さんから小さいお 子さんを連れた方も含めて、そういった方に利用してもらうというのも非常にいいアイデア だろうと思います。

さらに今、この後また交通安全のほうで言いたいと思いますけれども、高齢者の事故が非常に多い。返納事業はありますけれども、本当にこれをいかに進めるかも大事だろうし、進める中で高齢者の方にもまた、いかに利用していただくかということも非常に大事なところだろうと思っております。

それで、一回返納したらタクシー、それから、ふる里タクシー利用券を90千円でしたっけ、もらえるということで、その利用率がまだ十数%ということで非常に少ない。そこに何の原因があるのか、そこら辺も含めて、そして、やっぱり高齢者が安心して利用できるように、せめて75歳以上の方にはある一定の無料回数券を配付するとか、そうすることで、例えば、今90千円もらっているけれども、これを長く使いたいとか、いろんな考え方があるかと思いますので、安心してそういったものを利用できるように、75歳になったらば安心して使えるよと。30日の無料券は要らないと思いますけれども、せめて半分の15日ぐらいは使えるとか、そういった分の無料回数券の配付、これは3月議会のときにも言いましたけれども、ぜひそういったことも協議をしてほしい、話し合いをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

〇地域振興課長(平 武文君)

お答えいたします。

先ほど御質問の中で、免許返納制度を御利用されて、1枚300円の無料使用券をお配りしておりますが、利用者の絶対数が少ないというお話でございましたが、最近利用された中で一般タクシーとふる里タクシーの利用比率というものを防災安全課から頂戴して手元にまとめておりますが、ここでは乗合タクシーを使われた方の割合が14.5%、一般タクシーが85.5%ということで、実際その利用券を持たれた方は圧倒的に一般タクシーを御利用になっているという実態がございます。

これは、もちろん一般タクシーのほうが利便性は高くございますので――料金は高いんですけれども、利便性は高いということでそちらを好まれるという見方もできるのですが、もう一つ、ふる里タクシーといったものが一般タクシー並みに制度が理解されていない、本当に浸透していないのではないかという分析も可能だと思います。

そういう点においては、先ほどの答弁と重なりますが、やはり皆さんに一度、利便性、使い勝手のよさといったものを体験していただいて、実感していただくということが大事だと思いますので、この点においてもそういった層の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

利用率が低いというのは、利便性というのは当然値段の違いがあって、それはわかります。 そこをどう克服していくかということですけれども、一つよく聞くのが、行くときは自分の うちで待っていて、来たら乗ればいいけど、帰りは連絡してどれぐらい待つのか、なかなか 大変であると。ですから、待ち時間が非常に長い、その点も私は随分あるのではないかなと 思いますので、そういう部分の解消もどうしていくのかというのは今後の課題だろうと思い ます。

一般のタクシーみたいにはいかなくても、いかにふる里タクシーの利便性を上げていくのかというところは非常に大事だろうと思いますし、待たせない――待たせないというのはちょっと無理だろうと思いますが、そういう時間を少しでも短くして利便性を上げていくということも今後大事な課題ではないかと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

〇地域振興課長(平 武文君)

お答えいたします。

例えば、通院の行き帰りで、帰りで使い勝手が悪いというお話はよく伺うところでございます。人によっては帰りを家族にお願いしたり、使い分けということで、往復、行き帰り違う手段ということで御利用されているところもあると思います。

最近、堀川バスのほうで、これは星野地区、矢部地区から公立八女総合病院までのダイヤ 改正等々、こういった通院の利便性の向上の取り組みも進めさせていただいておりますので、 できればほかの交通機関、手段の利用も考え合わせていただくとありがたいと思います。 答弁に立ち返りますが、限られた財源と人材、そして、利用者からも利用料金ということ で頂戴している事業でございますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。 以上でございます。

〇21番(松﨑辰義君)

いろいろおっしゃいましたけれども、いろんな形で、それは住民の方はどうしたら早く帰れるかも含めて考えておられるとは思いますし、ふる里タクシーの利便性をどう上げていくかというのは課題だと思いますので、その点もあわせて十分検討されていくことをお願いしておきたいと思います。

時間がありませんので、最後の交通安全対策についてお伺いをいたします。

何度も言われております。けさの新聞にも大きく出されておりましたけれども、本当に高齢者の事故が後を絶たない。ここ1カ月で何回あったんだろうと、毎日のようにそういった事故で子どもが亡くなる、けがをするといったことが報道されております。

ですから、本当に今、子どもをどう守るかというのは、通学路の安全もありますし、いろんなことがありますが、そこをどう考えていくのか、対策をどうするのか、考えたら切りがないような気がしますけれども、でも今、ガードレールの設置とか、いろんなことで安全対策をやられています。さっきあったグリーンベルトは、あるだけで本当に安全なのかということもあります。車を運転している方のグリーンベルトへの意識とか、そういったものもあると思いますし、子どもたちについては、学校で毎年1回、警察から来て交通指導、自転車の乗り方を含めて毎年あっておりますし、我々もそれに立ち会っておりますけれども、やっぱりそういうことを少しずつ、とにかく意識を上げていくしかないのではないかと思います。

それとあわせて交差点においての安全確保、特に学校付近の交差点、事故で車が突っ込んでくるというのが、事故じゃなくても突っ込んでくることがあるわけですから、そういうものの対策として安全バーとか、ガードレールをするわけにはいきませんので、そういったものの対策というのを考える必要があるのではないかと。

それから、学校付近の交差点についてどういう調査を教育委員会としてされたのかどうか、 その点をお伺いいたします。

〇学校教育課長(中島腎二君)

お答えいたします。

昨年、新潟市での女児殺害の事件を受けて、登下校防犯プランというものが出されました。 その際に緊急合同点検ということで、関係各部署と合同での危険箇所等の点検、これをまず 1つ行っております。

それと、各学校単位でも点検を行っておりまして、毎年、通学路安全推進会議というもの

を設置しておりまして、この中で危険箇所が上がってくるような形になっております。

今回の川崎市の事故を受けましても、5月29日に児童生徒の安全確保についての通知文を 学校のほうに出しておりまして、さらに翌日30日には校長会におきまして不審者への対応、 あるいは危険箇所の確認及び指導について各校長に依頼をしているところでございます。 以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

特に先ほども言いましたが、学校付近の交差点、大体見ますと、ガードレールなり歩道が しっかりあるところのほうが多いと思っております。

私たちの地域もちゃんと歩道がありますけれども、じゃ、それで安心かというときに、交差点、横断歩道のところは何もないわけですよね。もしそこに、子どもたちが待っているところに車が突っ込んできたらというのを最近常に思うんですよ。そういう部分の対策というのも考えていく必要があるのではないかと思いますが、その点はいかがですか。

〇学校教育課長(中島賢二君)

お答えいたします。

大変重要なところだろうと思います。各学校、各単P――各学校単位のPTAの中で、そういった危険なところというのは十分毎年検討されているものと考えておりますので、その中で、本年度もああいった大きな事故も起こっておりますので、上がってきた場合にはしっかり検討させていただきたいと考えております。

〇21番(松﨑辰義君)

教育委員会として横断歩道のところのガード、これはぜひ検討していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それともう一つは、登壇しても申し上げましたように、最近オートマチックの車が多くなって、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が非常に多いと思っております。

いろいろ調べてみますと、実はペダル踏み間違いの事故を減らせるかということで緊急発進を防止するペダルの見張り番というのが今、市販をされているようです。こういうものをつけなさいというわけにはいきませんけれども、こういうものをつけることによって急発進を少しでも防げるならばと思いますが、こういう器具については御存じでしょうか。

〇防災安全課長(古家 浩君)

お答えいたします。

現在、各自動車メーカーのほうから先進技術等を用いた安全サポートカーというのが多種 発売されておると思います。斜線逸脱警報とか被害軽減ブレーキ、それとペダル踏み間違い 抑止装置といいますか、こういったものがあると認識しております。

標準装備やオプション等の違いというものはあるかと思いますけれども、今、議員御指摘

のペダル踏み間違い抑止機能装置等がいわゆる後づけでできる装置かどうかというところも 含めまして、今後調べさせていただきたいと思っております。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

時間がありませんので、ぜひこういったものをまずはきちんと検証することが大事だろうと思いますし、もし効果があるということであれば、こういうものをつける際の補助というのも考えていただければ、随分こういった事故の減少につながるかと思っておりますので、こういうものの検証、それから、もし効果があるということであれば、それについての補助、そういうものをぜひ考えていただくことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

〇議長 (角田恵一君)

21番松﨑辰義議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後 0 時24分 休憩 午後 1 時25分 再開

〇議長(角田恵一君)

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

〇議長(角田恵一君)

日程第2. 議案審議を行います。

報告第2号 八女市土地開発公社の平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人は毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。

報告第3号 平成30年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 議案第44号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略します。これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 計論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略します。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〇21番(松崎辰義君)

何点か質問をいたします。

まず、議案の説明によりますと、今度の改正といいますか、それは部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる人権三法の趣旨を踏まえてこういう改正をしたとありますが、そのとおりですか。

〇人権・同和政策課長(橋本秀樹君)

そのとおりでございます。

〇21番(松﨑辰義君)

そうしますと、この46号の資料を見ますと、改正案の中であらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例が部落差別を初めとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例とされております。いわゆる人権三法の趣旨を踏まえてといいながらも部落差別を初めとするとなれば、部落差別だけが特別な扱いに見えてきます。これはどういうことでしょうか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

御説明させていただきます。

表題の中に部落差別を初めとするという言葉を今回挿入させていただきました。改正前の条例の第1条の中にはもともと部落差別を初めあらゆると個別課題を取り上げて条文の中にあったわけでございますけれども、国は部落差別については日本社会の歴史的発展の経過で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我

が国固有の重大な人権問題ですと今もしているところでございます。

また、インターネットを初め、さまざまな状況を踏まえて国が部落差別という言葉を初めてつくった法律でございます。この意義はとても大きいものであると考えて表題を改正いたしたところでございます。

〇21番(松﨑辰義君)

ということは、部落差別は特別なものだと、いわゆるほかのものより上にくるという考え 方ですか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

個別の課題に上下関係はないと考えておりますが、部落差別の問題を契機に個別のさまざまな人権課題に対応してきたということは事実であろうと考えております。

〇21番(松﨑辰義君)

さらに言えば、確かに前のやつも部落差別を初めとしてということは書いてありますが、 ここの中には日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号) を初めとすると、この法律のことまで含めて書いてあります。これを読めば全く差異がない というよりも、この条例は部落差別を中心として物事を考えていくんだとしか受け取れない、 こういう提起の仕方は、やっぱりこれそのものが差別に値するんじゃないかと思いますが、 いかがですか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

そうは考えてございませんで、条文の中には初めとする差別の解消を目的とした法令の基本理念を踏まえと書かせていただきました。ただ、個別の法案については、平成28年には、いわゆる三法ができまして、今現在、LGBT等に関する個別の課題の法案も審議がなされているとお聞きしております。また、これから先もどんどん個別の課題というのは出てくるのではないかと考えておりますが、これを機会にそういう個別の法律についても、今後出ます分につきましても、それを踏まえて差別はいけないという法律の基本理念ということで書かせていただいたところでございます。

〇21番(松﨑辰義君)

あなたはそう考えるかもしれないけれども、これを読んだ方はですね、ああ、そうじゃないんだと、そこまでこれを読んだ中で理解できるのかというのが非常に問題であると思います。やっぱり市民の方が見られて差別はいけないということはもう皆さんよく御存じのことだと私は思っております。そういう中で、これだけ部落差別のことばかり書かれると部落差別を中心としてやっていくんだと、市の方針なんだと間違って読まれる部分もあるんではないかと。ですから、こういう書き方に非常に私は問題があると思っております。

それから、2条ですけれども、この中にこれは以前もありましたけれども、行政の全ての

分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとすると書かれておりますが、具体的にどういう ことを考えておられるのか、お願いします。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

八女市の人権施策の基本指針というのを定めさせていただいております。これは市職員が 市民の人権を守る責務者として果たしていくんですよということで、全ての業務において人 権にかかわっているという意識を持ちながら市民の方と対峙していくという姿勢を明らかに しているものでございます。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

もう一点ですね、4条の2ですね、前項の施策の策定及び推進に反映させるために国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに必要に応じて調査等を行うものとすると書かれております。この実態調査というのは非常に問題があると思っております。これは大阪府のことなんですけれども、大阪府が2016年1月22日に旧同和対策事業対象地域の課題について実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえてという報告を出しております。その中で、実態調査をするとしたら対象地域の住民を対象として調査対象者を抽出し、それらの対象者に対して調査の趣旨及び居住地区が対象地域であるということを明示した上で対象地域出身者であることの自己認識、被差別体験の有無及び生活実態の課題と被差別体験の関連を聞く必要があると。しかし、調査対象者に対してそういうことを教示し、出身者であるか否か、差別体験があるか否かなど、センシティブな情報を収集する調査を実施することは困難であると。条例により差別防止の観点から規制している行為を規制当局である大阪府が行うことは不適切であるとしています。人口移動や混住がどんどん進んでいるもとで、こうした内容の実態調査を行うことはとんでもない人権侵害だと言われております。この実態調査についてどのようにお考えなのか、本当にこれをやるとしたらとんでもない話だと思いますが、いかがですか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

御説明させていただきます。

部落差別の解消推進に関する法律の第6条には部落差別の実態に係る調査を行うことが書いてありまして、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとすると書かれてございます。国がどういう調査をするのかというのはまだ定かではないと聞いております。まだ細かには決まっていないということで、そこが国もいろいろと検討されているんだろうと思います。

八女市としてどういう調査を行うべきなのかという知見は持ち合わせてございませんので、 国が調査をされるということであれば、当然、八女市としても協力はいたしますということ で、その分だけ、国の調査に協力するという文言にさせていただいております。 以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

法律に書いてあるからということでしょうけれども、この法律ができるときに国会でこういうやりとりがされております。この実態調査にかかわってですけれども、本法案はあくまでそうした対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりませんと。これに対して、うちの共産党の議員は、つまり旧同和特別対策の対象地域として指定をされていた地域の住民を抽出して行うという、これはこの法律ではやらないんだということですねと言った中で、結論から申し上げますと、この法案のもとで実態調査を行うというのは、こうした旧同和地区を特定した上で、そこの中の個人の人などを特定した上での調査というのは全く行う予定はございません。これがこの法律のできた経緯です。ですから、書いてあるからじゃなくて、この法律がどういう意味を持っているのか、どういうことでこういうものを出されてきたのか、そして、書いてあるけど、実際にはやりませんよと提案者が言っているんですよ。そういう法律なんです。そういうものを御存じでしたか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

国会の審議については、衆参両議員の審議のやりとりについては見させていただきました。

〇21番(松﨑辰義君)

全くできないものをどうして書くのか、やらないと言っているんだからやらないものを書く必要はないんじゃないですか。書いてあるからと言われましたけれども、書いてあってもやらないと言っているんだから、この意味を酌み取るべきではないですか。これについて市長なり副市長どのようなお考えか、お願いします。

〇副市長 (鎌田久義君)

お答えいたします。

今の件につきましては、国会の中でもやるやらんは別として法規として、法律として出て おる以上は、市の条例の改正については記述すべきだろうということで解釈して、今回の提 案とさせていただいております。

以上です。

〇21番(松﨑辰義君)

全くこの法律はいかに問題点が多いかということが浮き彫りになっているんじゃないかと 思います。やらないということをわざわざ明記して、それを今度は自治体にこういう形で やっていく、この法律の一番のひずみといいますか、問題点だろうと思いますし、これを自 治体がやる必要もないと思っています。 もう一点だけ、これについて財政措置についてはどうお考えでしょうか。

〇人権 • 同和政策課長 (橋本秀樹君)

御説明させていただきます。

他の市では、例えば、このような条例に基づいて必要な財政措置を行うと文言を入れ込んでいる自治体もございますが、八女市としては財政の出動、いわゆる新たな予算が生じるということについては検討しておりません。

〇21番(松﨑辰義君)

財政措置は考えていないということですので、ちょっと安心をしましたけれども、この法 律ができて1番は問題点が余りにも多いということで、参議院で附帯決議が出されておりま す。附帯決議については御存じですね、どのようなものですか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

御説明させていただきます。

参議院の法務委員会による附帯決議のほうを紹介させていただきますが、1つには、部落差別のない社会の実現に向けては部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるように努めることはもとより、過去の民間運動体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて総合的に施策を実施すること、2、教育及び啓発を実施するに当たっては当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること、3つ目が、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討することとございます。それは当然守るべきであろうと考えております。

〇21番(松﨑辰義君)

それで、この部落差別の解消の推進に関する法律というのについては、以前から市の広報等で市民に周知をされております。ところが、問題はこの附帯決議については何ら周知をされておりません。これについては以前も周知をすべきではないかと、近い将来やりたいということは当時の課長は言いましたけれども、それ以後も結果的にはされておりません。この附帯決議含めての法律ですから本来そこまでやる必要があるかと思いますが、いかがお考えですか。

〇人権·同和政策課長(橋本秀樹君)

八女市が作成しておりますホームページの中では、同和問題に関する偏見や差別をなくそ うという法務省がつくったチラシ、それから八女市独自でつくったチラシ、全て条案とそれ から附帯決議についてはお知らせをさせていただいているところでございます。

〇21番(松﨑辰義君)

それはまだ見ていませんでしたので、以前はされていなかったので、ぜひそれもするようにということを申し述べたところでした。

あとは反対討論でやりますから、終わります。

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略します。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

〇21番(松崎辰義君)

私は、議案第46号 あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制 定についてに関して反対の立場から討論をいたします。

これは先ほども言いましたように、部落差別を初めとするということと、この法律の名前も部落問題のことしか書いてございません。中身を見ますと本当に部落差別の問題が中心になっている条例だと思っております。

さらには、さっき言いましたように、実態調査についても書いてあるからということですけれども、それもやらないことを明確にされている中で、また、やれないような状況を国が書いてあるからということで安易にそれが文言に入っている、そういうこの条例については、到底市民から理解を得るということはできない条例だと考えます。よって、この条例に反対をいたします。

〇20番 (川口誠二君)

私は賛成の立場で討論を行います。

この条例改正は、平成28年法律第109号、部落差別の解消の推進に関する法律の制定に伴うものであります。

さて、先般の新聞報道で某参議院議員比例区予定候補者の発言がありまして、部落差別発 言が掲載をされていたことは御承知のとおりであります。その問題発言の内容を要約すれば、 近世で被差別部落層とされた人たちに触れた話の中で、「士農工商の下に人間以下の存在が ある」など言葉を使った上で、「当然、乱暴なども働く」、「プロなんだから、犯罪の」と述べたこの発言は思い込みや偏見に基づいて誤った部落差別意識を拡散したのであればその責任は重大であります。さらに部落差別は怖い、犯罪集団など差別意識を助長する行為であります。

平成28年に制定された部落差別解消推進法の提案理由では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていると言っています。全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとって部落差別は許されないものであると認識し、解消することが重要な課題であります。そのようなことを踏まえ、この基本理念に定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要があることから、この法案が提案され可決をされました。

このような現実を直視し、あらゆる差別のない社会を実現するために、本条例の一部改正に賛成の立場で討論を終わります。

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件でありますが、議案質疑の通告もございませんので、 質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会へ付託 いたします。

議案第48号 八女市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略します。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 八女市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり議案質疑の通告があっておりますので、質疑 を許します。17番森茂生議員の質疑を許します。

〇17番 (森 茂生君)

質疑を行います。

まず最初に、この基金条例を設置するに当たりその背景、もろもろの背景があってこの基金条例ということになったんだろうと思いますけれども、その背景なり、このできた経緯なりをお尋ねいたします。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

背景につきましては、ここに上げております、実は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というものが平成31年法律第3号で、公布日平成31年3月29日、森林環境税につきましては令和6年1月1日から施行、森林環境譲与税につきましては平成31年4月1日から施行ということで法律が制定をされております。

本基金の森林環境譲与税基金の設置につきましては、森林環境税を原資にしまして全国の地方自治体のほうに県も含めまして森林環境譲与税が交付されるようになりました。これにつきましては、狙いとして森林の吸収源対策を進めるために、地方財源を確保するために国民一人一人からひとしく負担を分かち合って国の森林を支える仕組みとして、この森林環境譲与税が創設されたところでございます。それにあわせまして森林環境譲与税につきましては、平成31年4月1日から施行ということで、譲与税につきましては、本年度から譲与される経緯でございます。これにつきましては、やはり早急に森林の環境保全を進めていかなければならないという趣旨の中で、森林環境譲与税が譲与されるようになっております。この環境譲与税の基金につきましては、この法律の第34条、これに一定の使途が限定されておりまして、これが目的財源として交付されるためにですね、そこでこの法律を根拠として県が

定めたガイドラインによりまして、例えば、譲与税基金を設置したほうがいいとか、特別会計を設けたほうがいいと、これは使途が限定されている関係でそういう形で県がガイドラインを示しましたので、今回の議会のほうでこの基金の設置条例を提案させていただいている次第でございます。

以上でございます。

〇17番 (森 茂生君)

ちょっと関連しますので、議案第51号の資料にちょっと書いてありますけれども、9月、3月に譲与税が入ってくると理解しますけれども、それが39,340千円程度ですけれども、これは2回に分けて入ってくるという意味ですか、それともそこら辺、分けてありますので、2回に分けてこの39,000千円程度が入ってくると理解してよろしいんでしょうか。

〇議長(角田恵一君)

森議員にお願いいたします。議案第51号につきましては、付託案件でもございますので、 それに審査の部分との兼ね合いもございますが、その辺考慮して質疑をお願いしたいと思い ます。

〇17番(森 茂生君)続

それはいいです。

当然、これには譲与税の配分規定、人口割、林業就業者数、人工林の面積とかになっていますけれども、八女に来る予定額が先ほど言います39,000千円程度ですけれども、例えば、このお金がよその市町村と比べてはっきり言って多いのか少ないのか、例えば、県内でもいいんですけれども、よそと比べてみないと多いか少ないか、ちょっと判断に迷いますので、そこら辺のところがおわかりでしたら、お尋ねします。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

これにつきましては、現在予算関連としましては39,342千円ということで試算、これはあくまでも見込み試算でございますので、これが確定値ではございません。一応、森林環境譲与税には、先ほど議員言われましたように、八女市の人工林面積、それから林業就業者数、それとあと人口それぞれの配分基準で配分されるようになって計算したものが39,342千円になります。県内の他市町でいきますとやはり人口が多いところがちょっと多くなっておりまして、福岡市が一番多く配分されます。それから北九州市、人口割があるからということだと認識をしております。それにつきまして、あと八女市につきましては、福岡市、北九州市に次ぐ3番目の譲与額ということになっております。これにつきましてはやはり人工林面積がありますので、そういった部分で3番目になっているという形になると、試算ですけれども、そういう形でございます。

〇17番(森 茂生君)

この配分、この基金に繰り入れられる譲与額がいろんなところで今問題になっております。 本来は森林なんかをきちっと管理するため、当然、森林の多いところに多く配分されるのが 普通なのかなと思っていますけれども、現実的には人口割というのが30%ということになっ てきますので、多くの専門家の間から大都市優遇ということで大きく西日本新聞にも載って おります。それでたまたまちょっとネットで見つけましたけれども、この配分が多いのは1 位が横浜です。2019年度約140,000千円、2位が大阪市、約1億円、3位が名古屋市86,000 千円程度ということで、これは別な資料ですけれども、横浜、大阪、名古屋、これは平均林 業の予算額ゼロだそうです。4番目の札幌が7,200千円森林の予算がある、通常ですよ。八 女市の場合799,000千円と載っています。本来、八女市は7億円から通常予算を立てている。 ほかのところはゼロ、4番目の札幌にしろ7,200千円、こういう格差、人口の多いところほ ど何か余計行っている。本来、八女市は県下で一番の森林面積ですので、もっと多くいただ いて森林環境のために、森林保護のためにせないかんのに、いろんなところからこの配分割 合はおかしいんじゃないかというのが出ております。それで、ここはもう国が決めたことで すので、多くくれと言っても、さあ、そんならとはなりませんけれども、やっぱりこれは多 くの識者の間から、こういう配分で果たして本来の目的が達せるのかというのが出ておりま す。これに対してちょっと、市長はぜひ市長会なり、いろんなところで配分割合はもう少し 検討すべきじゃないか、そういう声をぜひ上げていただきたいと私は思います。その点いか がお考えでしょうか。

〇副市長 (鎌田久義君)

お答えいたします。

実は国のこの配分の問題につきましては、昨年ですね、県のほうから概略の数値が11月ごろですか、出てきたものでございますので、ちょっとこういうですね、今言われるように、この配分は人口割が30%ほどみてあります。よって、人口が多いところに余計に来る、当然、地場産の育成が一番大事とは思っておりますけれども、都市のほうに木材を利用してくださいということが林野庁の考え方のようでございますけれども、実はこれをちょっと察知いたしましたので、去年の12月に担当課長と上京いたしまして林野庁の課長と、大体長官と会う予定しておりましたけれども、ちょっと不都合でおられなかったもので、課長とお会いしました。こういう地場の森林を大事にしていく、今後の育成も含めて一番重要なところで、この人工林の面積を重要視してくださいと。今はその割合が50%でございますので、何とか人工の割合を10%でもその面積割に加算してくださいということをお話ししてきました。

今、市長会とかの要望もございますし、市長のほうからもまた要望していただくように なっておりますけれども、もう一つ提案をちょっと今考えているのが、例えば、九州内でこ ういううちのようなところも熊本とか宮崎とか、そういうところがございましょうから、そ こと連名で国のほうに再度要望しようということで、福岡県の場合は八女市だけが一番で、 人口がちょっと少ないもので、逆転現象が起こっておりますけれども、そういうところも含 めて一緒になって要望しようということで国のほうにも伝えてまいっております。

それと、今後どんなふうになるかということは、例えば、これも3年もしくは4年でずっと配分が変わってくるわけですね。今の考え方からいくと増額になっていきます。だから、そこら辺の内部の現場からの搬出経費とかそれを充実して、今まで単費で賄っていたものをこの譲与税で賄っていこうと、充当していこうという考え方でございまして、財政の緩和を考えていこうということも含めて今回出しておりますので、そういった、まず補助金の額を増額することを一番に考えて国のほうには可決する前に話をしておりますので、びっくりして八女市はもう来られたんですかということを言われましたので、つけ加えて話しておきたいと思います。

以上でございます。

〇17番(森 茂生君)

素早い対応ありがとうございます。ぜひとも今後とも、力を緩めずにやっぱり正当な、もともとが林業の持続的な経営と振興というのが銘打ったところでやっているわけですので、 森林のないところにはちょっとやっぱり筋違いというのがどうしても拭えませんので、本来の趣旨に戻すためにもぜひ今後ともその点よろしくお願いしておきたいと思います。

それから使途についてですけれども、一応の縛り、この基金に積み立てた額、ここに説明書きにあるのは一応国から来た譲与税を一般会計に入れて基金に積み立て、基金に積み立てたのを今度また一般会計に入れてようやく使う、回り回って、基金に入れるということはよそに使わずにその目的ということだろうと思いますけれども、この使途について縛りがあるかと思います。どのような縛りになっているのか、お尋ねします。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

使途についてでございますが、これは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条で、市町村は譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならないということで、その内容としましては森林整備に関する施策、それから、森林の整備を担うべき人材育成及びその確保に関する施策、それとあと森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、そのほか森林の整備促進施策の費用に見立てなさいということではっきり明記をしてございます。先ほど基金にする理由としましては、当面、試算でいきますと39,000千円の譲与額、3カ年はなっていきますが、後々考えるところでいきますと、例えば、何らかの不足の状態が発してその事業ができなくなった場合、譲与金とかが発生した場合は基金で積み立てておいて、それを翌年度以降のまた施策のほうに充当をしていくという形になってきますので、基金を設置して基金で管理して、当面は39,000千円

ですので、それ以上に今回ちょっと補正をお願いはしているところでございますが、当面は そういう形で1回積み立てて、それを取り崩して、そういう森林の施策に充当していくとい う形で基金の設置を考えているところでございます。

〇17番 (森 茂生君)

1つ気になりますのが人材の育成や担い手、あるいは木材の促進、普及啓発、それはわかりますけれども、間伐についてはどうなっていますか。

〇林業振興課長(若杉信嘉君)

森林の整備に関する施策というのが全て間伐からさまざまな森林整備に含まってきますので、間伐に関してももちろん該当しますので、これにつきましては、今回の補正のほうでは間伐関係の補助も6月補正にてちょっとお願いをしているところでございます。

以上でございます。

〇17番 (森 茂生君)

なぜこれをちょっとお尋ねしたのかといいますと、31年度の税制改正大綱の中には、市町村は森林環境税(仮称)を間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用云々とかに明確に間伐というのが入っています。しかし、今度できた法律に入っていますか。

〇林業振興課長 (若杉信嘉君)

法律のほうにも間伐というのは入っております。

〇17番 (森 茂生君)

第198国会法律第3号、平成31年3月29日、もうこれは可決した法律です。

1つ、以前と変わって、これは私、朝確認をしてきました。第34条、先ほど言った間伐の云々はそっくりなくなって森林の整備に関する施策ということでまとめられております。以前の大綱の中には間伐という文言が入っていました。この中には入っていない。それはこの中に入っているかどうかと言えば入っているとも言えるし、それはわかりません。わかりませんけれども、前の段階では確実に間伐が入っていたんですよ。この法律には間伐をなくしたところで書いてあります。ここが専門家から言わせると森林管理法、あるいは全伐、全部切れという法律です。間伐というそのものはないんですよね、森林管理法の中には。全部切れという、50年たったから時期が来たから切りなさいという法律なんですよ。間伐というそのものはほとんどその中にないんですよ。ちょびっとはあります。全部切る前提なんですよ。もしかすると後退してこの中に入っていませんよと言い始める可能性がある。これは専門家が指摘しているところです。ですから、その確認をですね、間伐はいいのかというのをきちっとそれは確認をとっていただきたいと思います。

〇林業振興課長 (若杉信嘉君)

34条の中には、確かにおっしゃるように、間伐が消えているというかあれですけど、要す

るに、森林整備にはこれは間伐ももちろん含みますので、総体的な森林整備を行う中で間伐を行ったり、除伐を行ったり、下刈りを行ったり、植林をしたりというのが森林整備の部類に関しますので、ただ、この使途につきましては、そういったことで大まかな森林整備に関して使ってください、それから、市町村の配慮でということでそれは言われていますので、特に八女市のほうとしましては、そういった今後はやっぱり間伐も重視して行っていくという形で補正予算のほうにも間伐に関する補助をお願いしているところでございます。

〇17番(森 茂生君)

それで、いつの機会かでいいんですけれども、県なり中央省庁に間伐も入っているのかというのは確実にちょっと1回確認していただきたい。以前はずっと全ての資料に間伐は入っていたんですよ。この法律になってぽこっと抜けているからそこら辺の確認だけはぜひしていただきたいと思います。

いつも言いますように、バイオマス発電とか、大量に木材を消費するような時代になって くることを前提に、もう50年たったから皆さん切りなさいが森林管理法ですので、その中に 間伐が抜け落ちる可能性あるわけですよ。ひとつこの点は何かの機会にきちっと確認をして いただきたいと思います。

〇林業振興課長 (若杉信嘉君)

現実、何回も繰り返しになりますけれども、森林整備というものがもちろん間伐は大前提で含まれますので、間伐をすることによって森林を整備していくということでなりますので、その森林整備に関する施策ということで法律第34条には使途が明記されておりますが、その中にはもちろん間伐も含まれるということで、それはもう間違いないということで考えているところでございます。

あわせまして、先ほど言いましたように、6月補正でも間伐の補助を今度お願いしておりますので、そういう形で御理解をいただければと思います。

〇17番(森 茂生君)

1つちょっと疑問に思いますのは、早急に整備する必要があるということで、前倒しで譲与税という格好でおりてくるということですけれども、結局、全部出そろうのがもう三、四年後か5年後ぐらい、すぐには満額来ないわけです。そして、表がよくありますけれども、前借りしとってそれを戻しながらずっとふやしていくということで、4年も5年もかかります。先ほど言いましたように、地球温暖化とかなんとか言われていますけれども、パリ協定が基準の年月日が2030年よりだそうです。そして、これがようやく出そろうのが2033年でパリ協定より遅くからでないとこれが完全に満額にならないという、早急にどころか遅いんですよね、実を言うと。本来ならすぐに手を打たやんとにこういう1人から千円徴収して云々ですので、早く打たなけりゃならないというのであれば一般会計からきちっと対応する、こ

れが私は本来の筋であったろうと思っております。 1 人から千円徴収する。それも復興の税金が切れるときから始まるという法で、名目を変えたら何でんかんでん使えるような税金になってしまうのを非常に危惧しております。ですから先ほど言いますような、ぜひこれが有効に活用されて、八女市の森林がよりよい環境で育ちますよう一生懸命やっていただきますことをお願いして、質問を終わります。

〇議長(角田恵一君)

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会へ付託いたします。

議案第50号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略します。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(角田恵一君)

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(角田恵一君)

全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件でありますが、議案質疑の通告もございませんので、 質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に 総務文教委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

[「先例」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教委員長とすること に決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け審査していただきますようお願いいたします。

議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件でありますが、議案質疑の通告もございませんので、 質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会へ付託 いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。6日まで予定しておりました議案審議の日程が本日終了しましたので、 あした6日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、あした6日は休会とすることに決しました。

会期日程に従い、10日から委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時22分 散会